

令和7年9月19日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時00分 開議)

(出席議員12名)

1番	小林	克嘉
2番	梢	正美
3番	表谷	茂浩
4番	中谷	松助
5番	福田	晃悦
6番	南	正紀
7番	寺井	強
8番	堂下	健一
9番	越後	敏明
10番	富澤	軒康
11番	櫻井	俊一
12番	林	一夫

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町長	稻岡	健太郎
副町長	山森	博司
教育長	間嶋	正剛
参与	山下	光雄
町参事兼総務課長	村井	直
富来支所長	町居	義人
企画財政課長	花島	博之
デジタル情報課	三野	善明
税務課長	瀧川	哲也
住民課長	横田	義浩
子育て支援課長	畠中	豊一
健康福祉課長	木村	英敏
環境安全課長	上滝	達哉
商工観光課長	大家	英明

農林水産課長	細川直樹
まち整備課長	前田 稔
上下水道課	徳田 敦史
富来病院事務長	笠原 雅徳
会計管理者(会計課長)	東山和憲
学校教育課長	大島 信雄
生涯学習課長	加茂野 敏

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	池端 久幸
議会事務局参事	山田 美由紀
議会事務局主任	辻口 晃紘

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 議案第57号ないし第66号、議案第68号及び認定第1号ないし第8号並びに請願第4号及び第5号（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第3 町長追加提出 議案第69号、議案第70号、同意第2号及び第3号（提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決）
- 日程第4 委員会提出 発委第2号（趣旨説明、質疑、討論、採決）
- 日程第5 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第6 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第7 議員の派遣について
- 日程第8 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

(　開　　議　　)

福田晃悦議長 ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸般の報告

福田晃悦議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終ります。

日程第2 町長提出 議案第57号ないし第66号、議案第68号及び認定第1号ないし第8号
並びに請願第4号及び第5号（委員長報告、質疑、討論、採決）

福田晃悦議長 次に、町長提出 議案第57号ないし第66号、議案第68号及び認定第1号
ないし第8号並びに請願第4号及び第5号を一括して議題とします。

以上の各件の委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求
めます。

福田晃悦議長 総務産業建設常任委員会委員長 寺井強君。

寺井強総務産業建設常任委員会委員長 はい、議長。

総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、本委員会に付託された議案5件、請願1件について、去る
10日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、
その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、議案第63号 志賀町携帯電話等エリア整備事業分担金及び使用料徴収
条例については、「町が行う携帯電話エリア整備事業について、地方自治法の規
定に基づき、徴収に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの」
との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、無線通信を利用することが困難な地域の事業実施について質問が
あり、担当課から諸条件など、詳細な説明を受けております。

次に、議案第64号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整理に関する条例については、「地方自治法の一部改正により、関係する条例が
引用する条項にそれが生じるため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採
決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号 志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び志賀町職
員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、「育児休業、介
護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正により、
育児時間の多様化及び育児に係る両立支援制度を利用しやすい環境を整備するた

め、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、会計年度任用職員を含めた取得状況や育児休業等を取得した場合の組織の業務体制について質問があり、担当課から男女の申請状況や組織のフォローアップ体制など詳細な説明を受けております。

次に、議案第66号 志賀町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、「経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図ることを目的に旅費に関する法律が改正されたことに伴い、準用する旅費の取扱について、より実態に即した旅費の支給に見直しを行うため、所要の改正を行うもの」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、宿泊費基準額、支給内容について質問があり、担当課から詳細な説明を受けております。

次に、議案第68号 財産の処分について「能登中核工業団地内の工場用地」については、「能登中核工業団地内の工場用地を売却する」との説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、補助金の活用について質問があり、担当課から新規事業の該当する区分に適用するとの説明を受けております。

次に、請願第4号 「消費税率5パーセント以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書については、紹介議員から請願者の願意の説明を受け、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 教育民生常任委員会委員長 南正紀君。

南正紀教育民生常任委員会委員長 議長。

教育民生常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会におきまして、本委員会に付託されました請願2件について、去る11日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査しましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

初めに、請願第5号 OTC類似薬の保険適用除外に反対する意見書の提出を求める請願書については、紹介議員から趣旨説明を受け、採決の結果、賛成少数で

不採択すべきものと決しました。

なお、請願第6号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願については、紹介議員から趣旨説明を受け、請願提出者にも出席を求めて詳細な説明を受け、審査いたしましたが、免除対象外の被保険者との公平性や、その他の保険者の免除期間との整合性など、更に慎重なる審議が必要のことから継続して審査することになりました。

以上、教育民生常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 予算決算常任委員会委員長 富澤軒康君。

富澤軒康予算決算常任委員会委員長 はい、議長。

予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

今定例会において、予算決算常任委員会に付託されました令和7年度の補正予算に係る議案6件及び令和6年度各会計決算に係る認定8件の計14件について、去る12日、16日、17日の延べ3日間に渡り、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

当委員会では、議長除く全議員で構成する委員会でありますので、詳細な経緯、経過については省略させていただきますのでご了承願います。

まず、議案第57号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第3号）については、歳入では、住まいの再建支援金の創設に伴う県復興基金交付金や能登創造的復興支援交付金、復興基金繰入金を主なものとして増額し、歳出では、定期人事異動に伴う職員人件費を減額する一方で、災害等廃棄物処理に係る経費を始め、住まいの再建支援金の追加、道の駅周辺の多目的広場の整備に要する経費等の増額を主として、所要額を補正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

委員からは、「道の駅とぎ海街道周辺再整備事業について、当初の計画とどのような違いがあるのか」や「今後の活用イメージ、その情報の発信」「シーサイドヴィラ渤海の集客に向けた今後の計画」「放課後児童クラブの利用料の減免制度」「震災に係る各種申請書の簡素化」について質問・要望があり、担当課から活用方法や計画など、詳細な説明を受けております。

次に、議案第 58 号ないし議案第 60 号の特別会計に係る補正予算についてあります。

議案第 58 号 令和 7 年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、自己負担免除対象者に対する還付分の保険給付費の増額、議案第 59 号 令和 7 年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）については、地震による保険料の免除措置に伴う各種手数料の増額、議案第 60 号 令和 7 年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、人事異動に伴う職員給与費、前年度事業の確定による国庫支出金等の返還金の増額を主として、いずれも所要額を補正するものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第 61 号 令和 7 年度志賀町水道事業会計補正予算（第 1 号）について及び議案第 62 号 令和 7 年度志賀町下水道事業会計補正予算（第 1 号）についての事業会計に係る補正予算についてあります。

いずれの事業会計も、収益的支出及び資本的支出とともに、定期人事異動に伴う職員手当等を増額するものと説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、認定第 1 号ないし認定第 8 号については、令和 6 年度の決算に係るものであります。

認定第 1 号 令和 6 年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数、認定第 2 号 志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてないし認定第 8 号 志賀町立富来病院事業会計決算認定については、全会一致をもって認定すべきものと決した次第であります。

町執行部におかれましては、本委員会の審査において出された意見や要望などを十分考慮され、事業の必要性、事業費の適正な支出や行政効果等も含め、費用対効果を十分検討し、復旧・復興と被災者の生活支援を図り、安心して暮らせる志賀町を目指し、議会と共にご尽力いただきますよう求めて、予算決算常任委員会委員長報告といたします。

福田晃悦議長 委員長報告を終ります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、各件に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102項により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

中谷松助議員 はい、議長。

福田晃悦議長 4番 中谷松助君。

中谷松助議員 日本共産党の中谷松助です。

私は、認定第1号 令和6年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、については、反対の立場から、そして、請願第4号 「消費税率5パーセント以下の引下げとインボイス制度の廃止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書について、及び、請願第5号 OTC類似薬の保険適用除外に反対する意見書の提出を求める請願書については、賛成の立場から討論を行います。

まず、認定第1号 令和6年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定について、であります。

この決算は、何よりも一日も早い震災からの復旧と、被災者の生活再建を図り、復興への第一歩となるよう、進められたものであります。

ただ、この決算の中には、依然として任意の事実上、原発推進団体、志賀原子力発電所環境安全対策協議会への補助金の交付があります。

特に今、震災後、原発そのものが大きく問われている下で、任意の事実上の原発推進団体に補助金を交付しているというのは、到底容認できるものではありません。

また、いわゆるテスト漬けになっていると思います。小中学生への学力調査、外部委託料の支出もあります。

よって私は、認定第1号 令和6年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定については、反対とさせていただきます。

次に請願第4号 「消費税率5パーセント以下への引下げとインボイス制度の廃止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書についてであります。

今長引く物価高が私達の生活を直撃しています。「食費や電気代も節約してきた、もう削るものがない」という状況です。

また中小企業の倒産も増加しています。政府は消費税の事実上の増税である小規模事業者に過度な事務負担をも押し付けるインボイス制度を実施しましたが、世界では109の国・地域が消費税にあたる負荷価値税を減税し、国民の生活と中小企業の生業を守ろうとしています。スペインは電気代の税率を半分に引下げ、ポーランドやペルー、ポルトガルなどは、主要な食品をゼロパーセントに引下げました。ベトナム政府は、企業と消費者双方にメリットがあると、減税措置を延長しました。

政府は社会保障のためと繰り返し説明しながら税率を引上げてきましたが、実際は、医療、介護、年金、教育のどれをとっても、国民負担は増えるばかりであります。税の専門家は大企業や富裕層への優遇減税を公平に正せば、消費税を廃止に向けた財源が生まれると試算しています。

消費税を引下げて、単一税率にするか、廃止すればインボイスも必要なくなります。

よって、請願第4号 「消費税率5パーセント以下への引下げとインボイス制度の廃止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書には、賛成とさせていただきます。

続いて、請願第5号 OTC類似薬の保険適用除外に反対する意見書の提出を求める請願書についてであります。

これは現在、自民党、公明党、日本維新の会三党による協議の中で、OTC類似薬、いわゆる市販薬と同成分を含む医療用医薬品の保険適用を除外するという方針が進められています。

この提案は一見、医療費抑制を目的とした合理的施策のように見えますが、実際には、患者に重大な不利益をもたらす恐れがあります。OTC類似薬の保険適用を外すことにより、公的医療給付費は抑制されるかもしれません、その分、国民の医療費自己負担が逆に増加するだけであり、現役世代の負担軽減どころか逆行するものであります。ドラッグストアなどで10割自己負担の高い薬を買うこと

になるからであります。

さらに、保険適用から外れた場合、患者は経済的負担から受診を控えるようになり、結果として、自己判断による市販薬使用が増加し、それにより病気の早期発見、早期治療の機会が失われ、病状が悪化、重症化するケースが増加すると考えられます。実際に、全国保険医団体連合会などの報告では、治療の遅れや合併症の増加により、却って高額な医療費が必要となり、医療制度全体にとっても非効率であると指摘されています。

また高齢者や低所得者、アトピー性皮膚炎などの慢性疾患を抱える患者にとっては、医療費自己負担の増加は、医療アクセスの障壁となり、医療の公平性を大きく損なうことになります。また、子どもの医療費無料化の中、OTC類似薬の保険外しがされますと、子どもの医療費は無料ではなくなり、子育て支援の後退が始まるとということになります。

よって私は、請願第5号 OTC類似薬の保険適用除外に反対する意見書の提出を求める請願書には賛成とさせていただきます。

以上、議員各位におかれましては、どうか特段のご配慮を賜りますようお願いを申し上げ、認定第1号には反対、請願第4号及び請願第5号には賛成とし、私の討論といたします。よろしくお願ひいたします。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

南正紀議員 はい、議長。

福田晃悦議長 6番 南正紀君。

南正紀議員 私は、請願第5号 OTC類似薬の保険適用除外に反対する意見書の提出を求める請願書に対し、反対の立場で討論を行います。

政府は2025年の「骨太の方針」に「OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し」を盛り込みました。これにより2026年度から医療保険の適用除外となる見通しであります。

OTC類似薬とは、医師の診断を受けて処方される薬の中で、ドラッグストアなどで購入ができる市販薬と同じ成分や効能のある薬であります。通常、症状が軽微な患者に処方され、目薬・湿布薬・胃腸薬などがそれにあたります。これらの

医薬品は日常診療で処方頻度が高く、患者に与える影響が懸念されております。

他方、OTC類似薬は市販薬と成分や効能が同等であるにもかかわらず、一方には医療保険が適用され、もう一方は保険適用外であり全額自己負担となる現状は、かねてから問題点として指摘されてきました。

また、医療保険の適用範囲は、社会全体の医療費増大にも寄与します。我が国の医療費は高齢化とともに増え続けており、削減に向けた取り組みが重要視されていることは、ご承知のとおりであります。

OTC類似薬の市場は1兆円にも及ぶとも言われており、保険適用を除外することで、大きく国民医療費が削減されることが最大のメリットとも言えます。

さらには、OTC類似薬のみで治療可能な軽症の患者が受診を控えることやコンビニ受診、はしご受診の抑制が図られることで、より重症な疾患を抱える患者や専門性の高い医療に対し、限られた医療資源を投じることも期待されます。

加えて、OTC類似薬が保険適用除外となることで、患者は与えられた薬をもらうだけとの受け身ではなく、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な体の不調は自身で手当てをする「セルフメディケーション」が浸透することにもつながります。

このように、OTC類似薬保険適用除外が社会に与える恩恵は極めて大きく、与党が推進に桿を切りました。

参考までに、主要政党の考え方を申し上げます。

立憲民主党。高額療養費の自己負担限度額の引き上げは行わず軽症患者の医療費を優先して見直す。推進であります。

国民民主党。OTC類似薬について公的医療保険の対象から見直す。推進。

日本維新の会。OTC類似薬の保険適用除外を始め、費用対効果に基づく医療行為や薬剤の保険適用除外を進める。推進。

参政党。薬局で購入可能なOTC医薬品で対応可能な疾病は、原則処方しない。推進。

共産党。OTC類似医薬品の保険給付外など、患者負担増に反対。

以上の通り、主要政党の方針は推進すべきとの考えが大多数であります。

高齢者に対し、若年層の割合が減少し続ける我が国において、現役世代の社会保障費負担軽減にもつながる政府与党がとる方針は大いに支持すべきと考えます。よって、それに異を唱える本請願につきましては、賛同しかねるものであります。

議員各位におかれましては、良識あるご判断のもと小職の考えにご賛同いただきたくお願いを申し上げます。

以上、請願第5号に対する反対討論といたします。

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 他にありませんか。討論を終結します。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長提出 議案第57号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第3号）について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第58号 令和7年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ないし、議案第62号 令和7年度志賀町下水道事業会計（第1号）について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおりに決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第63号 志賀町携帯電話等エリア整備事業分担金及び使用料徴収条例について、ないし、議案第66号 志賀町職員等の旅費に関

する条例の一部を改正する条例について、及び、議案第 68 号 財産の処分について「能登中核工業団地内の工場用地」を、一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 認定第 1 号 令和 6 年度志賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 10 名)

福田晃悦議長 起立多数。

よって、本件は委員長報告のとおり、認定されました。

続いて、町長提出 認定第 2 号 令和 6 年度志賀町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、ないし、認定第 8 号 令和 6 年度志賀町立富来病院事業会計決算認定について、を一括して採決します。

お諮りします。

以上の各件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

各件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、各件は、委員長報告のとおり、認定されました。

福田晃悦議長 続いて、請願の採決を行います。

請願第 4 号 「消費税率 5 パーセント以下への引き下げとインボイス制度の廃止を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、原案について、採決します。

本請願は、原案のとおり採択とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

福田晃悦議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

続いて、請願第5号 OTC 類似薬の保険適用除外に反対する意見書の提出を求める請願書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

よって、原案について、採決します。

本請願は、原案のとおり採択とすることに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立1名)

福田晃悦議長 起立少数。

よって、本請願は、不採択と決しました。

日程第3 町長追加提出 町長追加提出 議案第69号、議案第70号、同意第2号ないし第3号（提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決）

福田晃悦議長 次に、本日、町長から追加提出のありました、議案第69号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第4号）について、議案第70号 財産の取得について「買取型復興公営住宅整備事業用地」、同意第2号 志賀町教育委員会委員の任命について、及び、同意第3号 志賀町教育委員会委員の任命について、を議題とします。

各件に対する提案理由の説明を求めます。

稻岡健太郎町長 議長。

福田晃悦議長 稲岡町長。

稻岡健太郎町長 去る9月2日に提出しました案件に追加して、本日提出することをお認めいただいた一般会計の補正予算に係る議案1件、財産の取得に係る議案1件、人事案件にかかる同意2件の、合わせて4件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第69号 令和7年度志賀町一般会計補正予算（第4号）については、災

害公営住宅整備事業に係る債務負担行為を補正するものであります。

議案第 70 号 財産の取得については、買取型復興公営住宅整備事業用地を購入するにあたり、角谷雅彦外 9 名から、2,612 万円で取得するものであります。

同意第 2 号 志賀町教育委員会委員の任命については、本年 10 月 21 日をもって任期満了となる大坂の高橋淳子氏を、引き続き、志賀町教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

同意第 3 号 志賀町教育委員会委員の任命については、本年 12 月 13 日をもって任期満了となる中山の尾田喜久男氏を、引き続き、志賀町教育委員会委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

以上で追加提案の説明を終わりますが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議のうえ、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 お諮りします。

町長追加提出 同意第 2 号及び同意第 3 号につきましては、人事案件に付き、質疑、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、質疑、委員会付託及び討論は省略することに決しました。

福田晃悦議長 これより、町長追加提出 議案第 69 号及び議案第 70 号に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

町長追加提出 議案第 69 号及び議案第 70 号につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、町長追加提出 議案第69号及び議案第70号に対する討論に入ります。

志賀町議会の運営に関する基準第102項により、討論は一括して行うことを許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより、採決します。

まず、町長追加提出 議案第 69 号 令和 7 年度志賀町一般会計補正予算（第 4 号）について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長追加提出議案第 70 号 財産の取得について「買取型復興公営住宅整備事業用地」を、採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11 名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

次に、町長追加提出 同意第2号を採決します。

本件は、志賀町大坂ムの30番地 高橋淳子氏の志賀町教育委員会委員の任命につき、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

次に、町長追加提出 同意第3号を採決します。

本件は、志賀町中山ルの203番地 尾田喜久男氏の志賀町教育委員会委員の任命につき、同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本件は同意されました。

日程第4 委員会提出 発委第2号（趣旨説明・質疑・討論 採決）

福田晃悦議長 次に、本日、議会運営委員会委員長 櫻井俊一君から提出のありました発委第2号 志賀町議会会議規則の一部を改正する規則についてを、議題とします。

本案の提出者から、説明を求めます。

議会運営委員会委員長 櫻井俊一君。

櫻井俊一議会運営委員長 議長。

議会運営委員会委員長の櫻井でございます。

発委第2号 志賀町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明をいたします。

本案は、本会議等についてICT化を図ることによって、紙の減量化を目指すために、タブレット型端末及びパソコンコンピュータ等の情報通信端末機器を使用することができるよう所要の改正を行うものであります。

なお、この規則は、公布の日から施行し、令和7年12月定例会から適用するものであります。

議員各位におかれましては、提案趣旨をご理解いただきまして、ご賛同頂きますようお願い申し上げ、本案の趣旨説明といたします。

福田晃悦議長 説明を終わります。

(質 疑)

福田晃悦議長 これより、本案に対する質疑を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

(委 員 会 付 託 省 略)

福田晃悦議長 お諮りします。

本案につきましては、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略することに決しました。

(討 論)

福田晃悦議長 これより、本案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(発言なし)

福田晃悦議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

(採 決)

福田晃悦議長 これより採決します。

採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立11名)

福田晃悦議長 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙

福田晃悦議長 次に、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

この選挙は、現任の委員4人及び補充員4人が、来たる10月25日をもって任期満了となるため、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙を行うものであります。

まず、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

選挙すべき数は、4人であります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員会委員に、志賀町給分木の6番地2 山本政直氏、志賀町大笠9の185番地 堤谷一博氏、志賀町福井口の22番地 岡田信尚氏、志賀町富来領家町ニの67番地 松村俊昭氏。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4人の方を、選挙管理委員会委員の当選人と定め

ることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の方が、選挙管理委員会委員に当選されました。

続いて、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

選挙すべき数は、4人であります。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことになりました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

選挙管理委員会委員補充員に、第1順位 志賀町福井口の58番地 岡田政行氏、第2順位 志賀町里本江37の70 茶畠勝昭氏、第3順位 志賀町西山台2丁目5番地10 岩田義親氏、第4順位 志賀町高浜町への27番地2 大崎祥司氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました4人の方を、選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の方が、選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を終わります。

日程第6 教育民生常任委員会の閉会中の継続審査の件

福田晃悦議長 次に、教育民生常任委員会委員長から、お手元に配付のとおり、請願第6号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願について、閉会中の継続審査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

教育民生常任委員会委員長から申し出のとおり、請願第6号 能登半島地震被災者の医療費の一部負担金免除の再開のための財政支援を求める「意見書」の提出を求める請願について、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

日程第7 議員の派遣について

福田晃悦議長 次に、議員の派遣について、を議題とします。

お手元に配付のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員を派遣することにしたいと思います。

茨城県境町及び笠間市に、少人数教育と小中一貫教育の運営や賑わい創出、移住定住施策、観光施設における官民連携について、先進事例を調査し、本町の実情と比較しながら研究を深めることで、今後の政策提言に活かすこと目的に議員を派遣するものであります。

派遣議員は、林一夫議員、櫻井俊一議員、富澤軒康議員、越後敏明議員、堂下健一議員、寺井強議員、南正紀議員、中谷松助議員、表谷茂浩議員、梢正美議員、小林克嘉議員、私、福田晃悦の12名で、期間は本年10月2日から10月3日までの2日間であります。

お諮りします。

お手元に配布のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

ただ今の議員派遣について、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、その決定については、議長に委任されました。

日程第8 各常任委員会・議運閉会中継続審査及び調査の件

福田晃悦議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

福田晃悦議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉議・閉会)

福田晃悦議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

令和7年第3回志賀町議会定例会を閉会します。

(午後2時59分 閉会)

議 長 報 告

1 議長報告第28号

例月出納検査の結果について
(令和7年8月25日 実施)

2 議長報告第29号

入札結果調書について
(令和7年9月10日 9件)

3 議長報告第30号

健全化判断比率報告書

4 議長報告第31号

資金不足比率報告書

5 議長報告第32号

委員会審査報告書について

6 議長報告第33号

閉会中の継続調査について

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 福田晃悦

志賀町議会議員 寺井 強

志賀町議会議員 堂下健一